

2021年度 全国通訳案内士試験
第1次試験（筆記試験）一般常識

本試験

解答・解説

50満点中、30点得点で合格圏内

- ※ 本試験問題は著作権で保護されているため、本解答・解説には本試験問題は一部引用部分を除いて掲載してありません。また、この解答・解説を使った授業においても、画面上に表示することはできません。お読みになる際、また、授業をお受けになる際には、皆様がお持ち帰りになった問題を手元にご用意ください。

解答一覧（問題番号はマークシートの番号です。）

- 1 ①
- 2 ①
- 3 ③
- 4 ③
- 5 ③
- 6 ④
- 7 ④
- 8 ①
- 9 ③
- 10 ①
- 11 ①
- 12 ③
- 13 ④
- 14 ④
- 15 ②
- 16 ④
- 17 ④
- 18 ②
- 19 ④
- 20 ①

【難易度】

⇒ 例年通り。

【予想合格点】

⇒ ガイドライン通り 30 点か。

【問題傾向】

一般常識は出題範囲が無限大であるが、過去問を綿密に研究した上で対策をとっておけば、6割の合格点は取ることができる。今年も、しっかりと準備をすれば解ける問題が6割、これまで培ってきた一般常識と論理的思考能力が試される問題が1.5割、試験の段階では出来なくてもよい問題が2.5割、と例年通り3種類に分かれている。

試験要綱では「産業、経済、政治及び文化に関する一般常識問題」とあるが、過去数年と同じく、出題割合は、文化・観光が50点中39点で、産業・経済5点、政治6点と、出題があまりにアンバランスである。今後もこのような出題方針を取るのならば、受験生のためにも、試験要綱の表現を「文化・観光に関する一般常識問題」とでも変更すべきであろう。

一般常識の試験対策としては、まず、中学公民で扱う日本の経済、産業、政治、社会の基礎知識を学習し、さらに現場の通訳ガイドに求められる広い分野の最新情報を学習していく必要がある。

一方、常識で解ける設問に関しては、日頃からテレビや新聞などのニュースをチェックし、文化トレンド・知的情報に幅広く関心を持って、アンテナを張り巡らせておくことが必須であろう。なお、今回は、CELで使用した「一般常識 基本テキスト 第2編」および演習問題で65パーセントカバーできている（正解の後の★）。他に常識レベルで解ける問題が3題（正解の後の☆）あるので、全体で80%得点が可能だろう。どちらのマークもない問題は、試験の段階ではできなくてもよいと考えていただきたい。

1 ① 87.1%★

⇒ 訪日外国人旅行者数は必須の知識。たとえ、2019年3,188万人の数字を覚えていなくても、選択肢を見れば明らか。正解必須の問題。

2 ①★

⇒ 出生数は、2019年86万人、2020年84万人で2年連続で過去最少を記録した。②は例えば東京都を確認すると、2019年10月時では13,822,000人に対し、2020年10月時は13,921,000人に増加しているので誤り。③は2019年時点で59.5%なので、50%は下回っていない。④については総人口に占める割合は、×約40%→○約30%。総人口1億2,600万人なので暗算でもわかる。

3 ③ア：38.5万円／人 イ：約2.4倍★

⇒ 重要事項として、基本テキストでしっかり取り上げておいた。

4 ③★

⇒ 基本テキストにて掲載済み。①に誤りはないが、問題文の動向説明として不適當。②は地域観光振興機構・事業はあるものの、法律は存在しない。同年同月に、改正国際観光振興法が成立したが、こちらは国際観光旅客税の使い道を定めたもの。④は、2020年10月に廃止されている。

5 ③

⇒ 観光庁HPの該当ページに記載がある。平成28年度：32.9%、平成29年度：26.1%、平成30年度：20.6%で、正解の選択肢が3年連続トップ。

※「訪日外国人旅行者の受入環境整備に関するアンケート」結果
(<https://www.mlit.go.jp/common/001281549.pdf>)

6 ④★

⇒ ブレジャーは基本テキストに掲載済み。①は統合型リゾート（Integrated Resort）が間違い。正しくは Incentive Tour。②は上位三か国がアメリカ・ドイツ・フランスの間違いである。③は50%ではなく、5%の間違いである。

7 ④

⇒ 文化庁発表の「Living History 促進事業」には、「訪日外国人等観光客が、往時のくらしや祭事などを体験し、日本の文化を理解・体感できるようなコンテンツ造成を推進」とあるので、①も一見正しく見えるが、「公正な歴史認識を促進」の文言は見当たらないので、不正解。④の記述は、すべて事業概要の「目指す姿」に明示されているので、これが正解。重箱の隅をつついた出題。出来なくても良いだろう。②はおそらく北アメリカの野外博物館：リビング・ヒストリー・ミュージアムの説明で、事業についての説明として不適當。また③も事業の説明として不適當。

※ 令和2年度 Living History (生きた歴史体感プログラム) 促進事業 (1次募集) 事業説明書

(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/living_history/pdf/92109801_01.pdf)

8 ①重要無形文化財☆

⇒ 常識で選択肢を判断すれば正解できる。

9 ③愛知県

⇒ 文化庁宗教年鑑(令和2年版)によると、寺院は、宗教法人以外のものも含めると全国に76,907寺あるが、都道府県別では愛知県が4,558寺で一番多い。2位以下は大阪府、兵庫県と続く。京都府は5位、奈良県は16位。京都府を選んだ人が多いだろう。ちなみに神社は、全国に80,934社あり、都道府県別では新潟県が4,689社で一番多い。通訳ガイドの現場で、特に京都にいる時に外国人観光客に紹介すると良いトリビア。試験の段階では出来なくても良いだろう。

10 ①募集型企画旅行☆

⇒ 旅行業界用語だが、選択肢の日本語を常識で判断すれば正解できる。

11 ①民族共生象徴空間★

⇒ ウポポイは、アイヌ文化を振興するための空間や施設であるだけでなく、我が国の貴重な文化でありながら存立の危機にあるアイヌ文化を復興・発展させる拠点として、また、将来に向けて先住民族の尊厳を尊重し、差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴として位置づけられている。観光関連の時事問題。日頃から幅広く情報を収集することが重要だ。

12 ③厚生労働★

⇒ ホテル・旅館は、旅館業法に基づき、厚生労働省が所管する。

13 ④法務★

⇒ 空港の出入国管理は、法務省の出入国在留管理庁が所管する。

14 ④貧困や飢餓★

15 ②持続可能な観光ガイドライン★

16 ④ワーケーション☆

⇒ ワーケーションはトレンドイ用語なので、まさしく一般常識。①は **stay**: 滞在と **vacation**: 休暇を組み合わせた造語。②は日本国外での就労を支援する特別休暇制度。③は業務渡航を意味する旅行形態のこと。

17 ④★

⇒ **MaaS : Mobility as a Service** の開発動向についての説明が求められている。基本テキストでも取り上げたが、用語やその取組みについて知っていたかどうかは正解へのポイントであった。選択肢①、②、③共に **MaaS** の開発動向についての説明としては不適當である。③の 1 兆円という数値は、**Go To travel** 事業延長に対する補正予算として、2020 年度第三次補正予算にて計上された額のことか。

18 ②★

⇒ 世界遺産登録や文化財指定は、文化財（文化遺産）の価値付けと保護の担保を目的とする一方、日本遺産は地域に在する遺産を「面」的に活用・発信し、地域活性化を図ることを目的とする。①は日本遺産が文化庁創設の制度である点と、2020 年 7 月時での認定件数が 104 件であることから不適當。③は上述の通り、日本遺産と世界遺産が目的を異にする故、不適當。④は保護・保全が世界遺産登録や文化財指定によって担保されることから不適當と判断ができる。

19 ④伝統建築工匠の技：木造建築物を受け継ぐための伝統技術★

⇒ いずれの選択肢も無形文化遺産として登録されている。正解は④。2020 年 12 月に建造物修理、畳製作などの 17 分野の技術が伝統建築工匠の技：木造建築物を受け継ぐための伝統技術として登録された。①は 2014 年登録。②は 2013 年登録、③は 2018 年の登録である。

20 ① IUCN

⇒ IUCN (International Union for Conservation of Nature and Natural Resources) は「自然及び天然資源の保全に関する国際同盟 (通称: 国際自然保護連合)。スイスにある社団法人。世界文化遺産に登録勧告をする③ ICOMOS を選んでしまった受験生が多いだろう。盲点をつかれた出題。出来なくても良いだろう。ちなみに② UNWTO はおなじみの The World Tourism Organization of the United Nations : 国連世界観光機関の略称。③ ICOMOS は International Council on Monuments and Sites : 国際記念物遺跡会議の略称。世界文化遺産保護に関わる NGO 団体。②と③は基本テキストに掲載済。④ WTTC は World Travel & Tourism Council : 世界旅行ツーリズム協議会の略称である。



〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 2-14-5 サンエスビル 2F

TEL 03-5291-1820 FAX 03-5291-1821

<https://www.cel-eigo.com>

授業教材および授業内容（音声・映像など）の著作権は全て CEL 英語ソリューションズ™に帰属します。
著作者の許可なしに複製・印刷を行うこと、および、教材や授業ビデオのダウンロード元 URL を第三者に伝達・
開示することを禁止します。